

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費																														
1	ファミリー・サポート事業	こどもえがお課	地域において育児の援助を行いたい者(提供会員)と援助を受けたい者(依頼会員)を会員として組織化し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターを業務委託により運営し、地域の子育て支援の環境を整備する。太子町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき、太子町社会福祉協議会に委託して実施している。(平成29年10月から事業開始) <table> <tr> <td></td><td>依頼会員</td><td>提供会員</td><td>両方会員</td><td>合計</td><td>活動回数</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>159人</td><td>26人</td><td>6人</td><td>191人</td><td>374回</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>141人</td><td>24人</td><td>7人</td><td>172人</td><td>194回</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>128人</td><td>24人</td><td>6人</td><td>158人</td><td>614回</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>110人</td><td>22人</td><td>5人</td><td>137人</td><td>444回</td></tr> </table>		依頼会員	提供会員	両方会員	合計	活動回数	令和6年度	159人	26人	6人	191人	374回	令和5年度	141人	24人	7人	172人	194回	令和4年度	128人	24人	6人	158人	614回	令和3年度	110人	22人	5人	137人	444回	【成果】 令和4年度において、頻回に利用していた児童が中学生になったため、活動回数の大幅な減少があったが、継続した事業の周知、啓発活動により、活動回数および会員数は増加傾向となっている。活動内容については、登校前や放課後等の送迎が大部分を占めており、子育て家庭の育児負担の軽減につながっている。 【課題】 当該事業の認知度が低いいため、必要なときに利用できるよう、事業の子育て家庭への周知が必要。また、依頼会員数は年々増加しているものの、提供会員数が十分ではない。制度の周知に努め、会員数の増員を図るとともに、さらに安心安全な援助活動を確保していくために、提供会員向けの研修会を継続して開催していく。	3,381
	依頼会員	提供会員	両方会員	合計	活動回数																														
令和6年度	159人	26人	6人	191人	374回																														
令和5年度	141人	24人	7人	172人	194回																														
令和4年度	128人	24人	6人	158人	614回																														
令和3年度	110人	22人	5人	137人	444回																														
2	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	こどもえがお課	児童を養育している家庭の保護者が社会的な事由等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童等を短期間児童福祉施設等に入所させ、養育・保護する事業で、児童とその家庭の福祉の向上を図る。子育て家庭ショートステイ事業実施要綱に基づき実施。 1 利用状況 15人 延85日 さくらこども学園、光都学園、二葉園 2 指定施設 2歳以上: 広畑学園、東光園、光都学園、二葉園、泉心学園、信和学園、さくらこども学園 2歳未満: 乳児ホームるり、ビューパホール	【成果】 令和6年度より、優先的に本事業の利用を勧める必要があるひとり親家庭の利用者負担額を軽減措置したこと、また、家庭養育が困難な家庭が増えたことで利用希望者が増え、昨年度の2人・延4日から急激に利用が伸びた。保護者の負担を軽減し、子どもの居場所の確保につながった。 【課題】 町内に実施施設がないため、町外の9施設(姫路市6施設、たつの市1施設、赤穂市1施設、上郡町1施設)と契約しているが、一時保護等利用者の集中等により、希望どおりに利用できず、断る事案が発生している。利用希望者が増加していることを踏まえ、より広域で利用可能施設(里親含む)を探し、拡充していく必要がある。	406																														
3	乳児家庭全戸訪問事業	こどもえがお課	生後4か月までに乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行う。 在宅保健師2人を雇用し、太子町乳児家庭全戸訪問事業実施要綱に基づき、実施。 訪問実績: 203人 在宅保健師: 74人訪問 町保健師: 129人訪問 ※訪問できなかった人数: 3人(死亡1人、転出2人)	【成果】 町保健師以外に在宅保健師2人を確保することで、死亡や転出で訪問できなかった人を除き全数訪問することができた。産後間もない時期に家庭を訪問することで養育環境を確認し、保護者の悩みや負担感などに対して助言・指導を行い支援につなげることができ、児童虐待等の早期発見・予防にもつながっている。 【課題】 訪問拒否や居住地が町外等で自宅を訪問できない場合があり、実家等自宅以外に訪問したり、来所にて面談したりする場合がある。その場合は実際の養育環境が把握できない状況がある。	311																														

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費
4	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こどもえがお課	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会と訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。(令和4年10月から事業開始) 1 (福)あいむ 児童家庭センターすずらん ・電話468件、面接26件、訪問187件、来所2件、その他314件 ・会議等での助言・指導:個別ケース会議11件、支援会議12回 ・地域住民への周知を図る取組事業:100万人のクラシックライブ(12/19実施) 2 児童虐待等対応専門アドバイザー頓田氏 ・ケース検討会、合同ケース会議、要対協実務者会議での助言・指導:12回 3 専門性向上のための研修 ・社会福祉士2名:要対協調整機関担当者研修等の受講	【成果】 要支援家庭に対する支援方法について、助言・指導を受けながら検討することができた。また、複数の機関と連携しながら支援を行うことで、隙間を埋めながら丁寧に実施することができ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につながった。 【課題】 児童虐待等が発生・重症化する前に関わることができるよう、早い段階から支援を検討・実施することが必要であり、継続的な事業の実施が必要である。	2,813
5	子育て世帯訪問支援事業	こどもえがお課	要支援・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラーなど、対象世帯を訪問し、子育てに係る情報の提供、家事・養育に関する援助を行う。太子町子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき実施。 1 委託先:(株)心樹、(同)奏 2 支援の内容:調理、掃除等の家事、子どもの送迎、宿題の見守り、子育ての助言、買い物の代行など 3 事業実績:10世帯、1,073時間	【成果】 要支援・要保護児童及びその他リスクの高い家庭に支援することで、家庭での養育状況を確認することができ、保護者の家事・子育てへの負担を軽減し、保護者及び子どもの精神的な安定を図ることができた。子どもの社会的自立を目標にして保護者や子どもに働きかけることで、保護者の養育の変化、子どもの成長が確認できている。 【課題】 家事・子育て等に対し不安や負担を抱える家庭やヤングケアラー等がいる家庭に支援を行うという性質上、事業実施可能な事業所が限られている。利用ニーズに応えるために新たな事業所の確保や家庭訪問支援員の確保・質の向上を図る必要がある。また、家庭に入ることを拒否されることも多く、必要性について丁寧に伝えながら勧奨する必要がある。中には、家庭訪問支援員に依存してしまい、自立に向けた支援であることを十分に理解できていない人があるため、丁寧に趣旨を説明しながら支援することが必要である。	3,005
6	利用者支援事業(こども家庭センター型)	こどもえがお課	こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設(改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条)であり、母子保健機能(さわやか健康課)と児童福祉機能(こどもえがお課)において相談支援等の取組を一体的に行うと共に、支援が必要な家庭についてはサポートプランを作成し、地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図る。 ・統括支援員の配置 こどもえがお課保健師・副課長職1名 ・母子保健機能(専任1名・兼任1名配置) さわやか健康課保健師2名 ・児童福祉機能(2名配置) 社会福祉士2名(正規1名・会計年度1名) ・サポートプラン作成支援員 一般事務員1名 ・虐待等管理システムの導入(4課連携) 【実績】・合同ケース会議の実施 9回・延89人 ・サポートプランの作成 延42世帯	【成果】 年々複雑で深刻なケースが増え、対応する件数も増えている中、要保護児童対策地域協議会事務局でもある児童福祉機能の職員が令和5年度当初と比べ2名増員され、虐待対応や相談・支援を2名体制で行えるようになり、各職員にかかる負担を軽減でき、緊急時にも対応しやすくなった。 さわやか健康課と連携し、合同ケース会議を行うことで、適切な保護や支援を検討することができ、一体的に対象者に関わることができるようになった。 【課題】 虐待など重症化する前に、予防的な観点から子どもたちへの支援を考える必要がある。	20,106

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度 事業費
7	保育料軽減事業	こどもえがお課	子育てに係る経済的負担感の軽減を図るため、保育認定を受けて保育所・認定こども園等を利用する場合の保育料の一部を助成する。太子町保育料軽減事業実施要綱に基づき実施。(幼児教育・保育の無償化により、3歳未満児が対象。所得制限有。国の規定に基づき複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている場合は対象外) 内訳 第1子 第2子 第3子 R6 19人 12人 4人 R5 9人 10人 8人 R4 10人 14人 11人	【成果】 保育所や認定こども園等に通う0歳から2歳の子どもの保育料を補助することで、子育て世帯の経済的な負担を減らし、子育てしやすい環境を作ることに寄与した。 【課題】 幼児教育・保育の無償化により、3歳以上の保育料が無料となったため、3歳未満児のみが対象となったが、県単独事業で、対象世帯の要件が細かいため、町の事務負担が大きい。	2,923
8	子ども・子育て支援事業	こどもえがお課	【太子町子ども・子育て支援事業計画の策定】 令和7年度から11年度までの5カ年を計画期間とする第3期太子町子ども・子育て支援事業計画を策定した。第2期計画の評価と検証及び令和5年度に実施したアンケート調査(ニーズ調査)を基に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保量、今後の方針を定めた。 【太子町子ども・子育て会議の開催】 7/16 第1回 住民アンケート分析結果報告 令和5年度子ども・子育て支援事業の実績報告 10/ 3 第2回 第3期太子町子ども・子育て支援事業計画(諮問・審議) 12/16 第3回 第3期太子町子ども・子育て支援事業計画(審議) 2/12 第4回 第3期太子町子ども・子育て支援事業計画(審議・答申)	【成果】 令和7年度以降の国施策、アンケート調査・実績を含めた町施策を反映し、教育・保育の量の見込みと確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定した。これにより、現在、未実施である事業及び今後拡充を予定している事業について、目標年度に実施・拡充できるよう、準備(例規整備や予算確保など)するための指針とし、町民や事業者等に対し周知することができた。 【課題】 児童育成支援拠点事業や乳児等通園支援事業など令和8年度以降実施予定の事業について、令和7年度中に例規整備等の準備を進める必要がある。 また、事業内容の変更等により、各年度実績において、量の見込みや確保方策に乖離が生じる場合があり、大幅な乖離が生じた際は見直しを行う必要がある。	3,603
9	保育所運営事業 (斑鳩保育所の運営)	こどもえがお課	町立保育所の運営 最大で114人を預かり、安心・安全で適切な保育を提供した。 ・延長保育事業 短時間:延べ334人(実人数8人) 標準時間:延べ956人(実人数34人) ・障害児保育事業 2人 ・子育て支援事業 5組10人 ・一時預かり事業 0人 ・研修 絵画 1回(正職・月給) リトミック 3回(3・4・5歳児担任・副担任)	【成果】 保護者のニーズに応じた延長保育事業、発達特性に応じた支援を行うために職員を配置する障害児保育事業、地域交流や地域の子育てを応援するための子育て支援事業など、適切な保育所運営ができたことで、子育て環境を整え、保護者の負担軽減につながった。 また職員研修も定期的に行っており、保育の質の向上にも努め、各年齢に応じた保育ができ、子どもの社会性、運動能力、感情の成長につなげることができた。 【課題】 慢性的な保育士不足で、常に募集しても、応募がない状況が続いている。	161,942

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費
10	保育所整備事業 (斑鳩保育所の整備)	こどもえがお課	平成6年の建設から30年経ち、外壁のひび割れ、屋根ふき材の割れが確認され、特定建築物定期報告(令和5年度実施)にて要是正の指摘があり、改修工事を行った。 1 契約金額:42,614,000円 2 施工業者:王成建設(株) 3 工期: 令和6年10月7日～令和7年3月21日 4 工事内容:建物外壁の改修、屋根の葺き替え、乳児室上部電動オーニング・内部ブラインドの更新	【成果】 外壁と屋根の全面改修を行い、雨漏りや外壁の剥離などの心配がなくなった。 【課題】 30年以上経過しているため、他にも老朽化による劣化が目立つ状況があり、順次、修繕の必要がある。	42,614
11	保育所等研修事業	こどもえがお課	【保育の質の向上のための研修事業】 太子町各種団体等補助金交付要綱に基づき、保育協会が実施する講演会や各種研修の経費の一部を補助している。保育の質の向上を図ることを目的として実施。 実績:150,000円 4回開催、76人参加（救命講習・絵画研修・発達理解と援助・3B体操） 【子育て支援員研修事業】 子育て分野に必要な知識と技能を得た「子育て支援員」を養成するため、県が行う研修の受講料を補助することで、地域の子育て支援を行う人材を確保する。県と町が協定を結んで実施。 実績:15,900円、3人受講 【保育士等キャリアアップ研修事業】 多様な課題への対応や若手等の指導を行うリーダー的役割の育成、教育・保育の質、知識・技能・専門性の向上を図るため、県が指定する研修を町内私立認可認定こども園に勤務する保育士等が受講する際の受講料等経費の一部を太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき補助。 実績:187,000円、55人受講	【成果】 町内認可7園で協議し、実情や課題に即した内容の合同研修を行った。また、単独ではなく、合同で行ったことで、他園との交流、情報交換の場としての一助を担うこともでき充実した研修会となった。 ・町内認定こども園での勤務者2人については、受講をとおして、子育て支援の知識や技能を学び、勤務に活かすことができた。 ・各園でそれぞれに必要な研修を選択し受講ができたことにより、立場や状況に応じたスキルアップを図ることができた。 【課題】 園によって、給付費の処遇改善等加算要件を満たしていない人数にばらつきがあるため、今後も事業を継続し、全園でより質の高い保育の提供できる環境を整備する必要がある。	353
12	認可認定こども園等補助事業(一時預かり事業/幼稚園型)	こどもえがお課	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり:幼稚園・認定こども園に在籍する3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に預かる事業。太子町一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付要綱に基づき、町内私立認可認定こども園6園、町外1園に対し補助。 利用延人数 安養保育園 932人 石海保育園 715人 二葉保育園 179人 二葉にじいろこども園 856人 はおとの森こども園 1,379人 カレナ認定こども園 1,885人 町外認定こども園 216人	【成果】 就労している保護者の増加に伴い、教育時間外や長期休業中など預かり保育のニーズは高まっている。町内私立認可認定こども園6園すべてで幼稚園型の事業実施ができており、補助を行うことで、保護者が安心して利用することができる子育て環境整備に寄与している。 【課題】 預かり保育の利用時間や利用方法、予約方法など各園によって違いがあるため、丁寧な説明が求められる。	8,671

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費
13	認可認定こども園等補助事業(一時預かり事業)	こどもえがお課	非在園児を対象とした一時預かり事業。 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳児又は幼児を主として昼間において、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき、私立認可認定こども園6園に対し定額補助。 利用延人数 安養保育園 10人 石海保育園 4人 二葉保育園 8人 二葉にじいろこども園 4人 はおとの森こども園 6人 カレナ認定こども園 6人	【成果】 日常生活において、突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難である場合の支援や核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援など社会や家庭のニーズの多様化に対応し、補助することで町内すべての園で事業が実施でき、保護者が安心して利用することができる子育て環境の整備に寄与している。 【課題】 保育士不足や園の事情等により、利用を希望する人すべての日数、時間等に対応できていない場合がある。また、在園児対象の一時預かりと比べると在園児以外の利用者数は少ない。利用前の申請手続き(面談、登所準備)の負担なども実際の利用に結びつかない要因であると考えられる。家庭状況に応じた柔軟な対応が必要である。	10,200
14	認可認定こども園等補助事業(延長保育事業)	こどもえがお課	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により通常の利用時間以外の時間において、保育所及び認定こども園で保育を実施する事業。太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき、町内私立認可認定こども園3園(二葉保育園・はおとの森こども園・カレナ認定こども園)に対し補助。 利用延人数 二葉保育園 582人 はおとの森こども園 269人 カレナ認定こども園 316人	【成果】 就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされており、その需要に対応し、安心して子育てができる環境の整備に寄与している。 【課題】 事業実施していない園があり、利用者の利便性に欠ける状態が考えられる。また、保育人材確保が困難で事業を縮小した園もある。	1,962
15	認可認定こども園等補助事業(保育対策総合支援事業)	こどもえがお課	遊具清掃や給食の配膳、寝具の用意・片付け等保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る事業。太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき、町内私立認可認定こども園3園に対し補助。 二葉保育園、二葉にじいろこども園、カレナ認定こども園が各1人雇用。	【成果】 保育士以外でも担当できる業務を補助者が行うことで、保育士の行う事務やその他子どもとの関わる時間を確保することができ、時間的・心理的余裕が生まれ、質の高い保育につながった。 【課題】 慢性的な保育士不足が解消されていないため、今後事業を継続、拡大し保育士の負担軽減を図り、保育士として働き続けられる環境を整備する必要がある。	2,814

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費
16	認可認定こども園等補助事(検診補助事業)	こどもえがお課	検診補助事業:入園児の健康な体を守ることを目的とし、検診実施の促進を図るため、眼科、耳鼻科検診に係る費用の一部を補助する事業。太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき、町内私立認可認定こども園6園に対し補助。 受診人数 安養保育園 眼科 113人、耳鼻科 105人 石海保育園 眼科 95人、耳鼻科 96人 二葉保育園 眼科 75人、耳鼻科 73人 二葉にじいろこども園 眼科 63人、耳鼻科 59人 はおとの森こども園 眼科 87人、耳鼻科 87人 カレナ認定こども園 眼科 84人、耳鼻科 84人	【成果】 子どものための教育・保育給付費に含まれない眼科及び耳鼻科検診に係る費用の一部を助成することで、町内認可施設利用児童全員が同等の検診を受けることができた。 【課題】 担当する施設数に対して耳鼻科医が少ない。園児の健康な体を守るため、近隣市町の協力を得て耳鼻科医の確保を図る必要がある。	1,002
17	認可認定こども園等補助事業(地域活動事業)	こどもえがお課	地域の高齢者等との交流を通じて入園児の育成を地域で支えていくことを目的とする。夏祭り、サツマイモ掘りなどの行事に係る費用の一部を補助する事業。太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき、町内私立認可認定こども園4園(二葉保育園・二葉にじいろこども園・はおとの森こども園・カレナ認定こども園)に対し補助。 二葉保育園 ふたばフェスなど4回開催 二葉にじいろこども園 にじいろフェスなど6回開催 はおとの森こども園 セタ会など4回開催 カレナ認定こども園 田植え体験など4回開催	【成果】 園の事業や日頃の子どもたちの様子を地域住民に知ってもらうことで、園運営に対する理解が得られること、また、子どもたちにとっては園で学んでいることの成果を保護者以外の人にも発揮する機会としてやる気や自信の増幅や成長につながるなど、よい効果が生まれている。 【課題】 補助金が減額されるまでは、全園で実施していたが、令和2年から4園に減っている。園庭開放、子育て教室の開催、世代間交流事業の実施のため、できる範囲で今後も継続して実施するよう働きかける。	200
18	認可認定こども園等補助事業(障害児保育事業)	こどもえがお課	心身に障害を有する乳幼児の処遇の向上を図り、障害児の受入れ及び集団保育の促進を図るため、加配職員の人件費の一部を補助する事業。太子町私立保育所等運営費補助要綱に基づき、町内私立認可認定こども園に対し補助。 実績 安養保育園 6人 2,669,040円 石海保育園 2人 667,260円 二葉保育園 2人 1,334,520円 二葉にじいろこども園 4人 1,779,360円 はおとの森こども園 5人 3,113,880円 カレナ認定こども園 4人 2,001,780円	【成果】 町内私立認可認定こども園に対し、障害のある子どもの状況に応じて、人件費の一部を補助することで、適切に職員を配置することができた。 【課題】 診断にかかわらず、園が支援が必要だと判断していても、要件に該当しない(手帳、特別児童扶養手当、通所受給者の申請等や個別療育への参加)ため、補助金を交付できない場合がある。園によって受け入れ人数に偏りがあり、特定の園に集中しやすい。厚生労働省事務連絡にて、「概ね障害児2人に対し保育士1人の配置を標準としつつ、障害のある子どもの状況に応じて、適切に職員を配置できるよう、補助事業の充実を図って、十分な財政支援を講ずること」とされているため、引き続き事業を行う。	11,566

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度 事業費
19	認可認定こども園等運営事業 (子どものための教育・保育給付費の支給)	こどもえがお課	子ども・子育て支援法に基づく認定こども園、保育所等への財政措置。国が定める基準(公定価格)により算定した額を給付。 実績 安養保育園 延1,343人、155,991,260円 石海保育園 延1,119人、136,255,330円 二葉保育園 延875人、92,234,580円 二葉にじいろこども園 延727人、83,462,760円 はおとの森こども園 延1,087人、125,709,870円 カレナ認定こども園 延1,001人、125,411,340円 町外幼稚園・保育所・認定こども園 38園、延1,276人、120,421,161円	【成果】 各施設が安定した子育てサービスを提供できるよう適切に給付することができた。 【課題】 給付費に係る加算の認定など制度、要件が毎年変わり、事務が複雑であるため、制度を熟知し、取り組む必要がある。	839,486
20	幼児教育・保育の無償化 (子育てのための施設等利用給付費の支給)	こどもえがお課	幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用料に対する給付。「保育の必要性」の認定が必要。 幼稚園部分の保育終了後の預かり 日額450円×預かりの利用日数 認可外保育施設 3歳～5歳 月額37,000円 0歳～2歳 月額42,000円 【預かり実績】 安養保育園 延65人、218,750円 石海保育園 延23人、113,100円 二葉保育園 延12人、23,400円 二葉にじいろこども園 延57人、359,000円 はおとの森こども園 延110人、359,450円 カレナ認定こども園 延89人、569,850円 町外認定こども園 1園、延24人、84,900円 【認可外実績】 6園、延686人、24,998,000円	【成果】 制度に基づき、「保育の必要性の認定」の認定業務や利用料に係る給付を適切に行うことができた。 【課題】 適切な事務が遂行できるよう、制度を熟知し、取り組む必要がある。	26,726

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度 事業費																																																																																																																																																																
21	児童措置事業 (児童手当)	こどもえがお課	次代を担うすべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援。児童手当法に基づき支給。 令和6年10月分から所得制限を撤廃し、全員本則給付となり、支給期間も高校生年代まで延長。さらに多子加算として、第3子以降3万円に拡充。支給月も隔月(偶数月)となった。 【旧児童手当】9月分まで <table><tr><td>3歳未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(被用者)</td><td>@ 15,000円</td><td>4,036件</td><td>60,540,000円</td><td></td></tr><tr><td>(非被用者)</td><td>@ 15,000円</td><td>669件</td><td>10,035,000円</td><td></td></tr><tr><td>3歳以上小学校修了前</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(被用者)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 10,000円</td><td>13,872件</td><td>138,720,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 15,000円</td><td>2,205件</td><td>33,075,000円</td><td></td></tr><tr><td>(非被用者)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 10,000円</td><td>2,507件</td><td>25,070,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 15,000円</td><td>603件</td><td>9,045,000円</td><td></td></tr><tr><td>中学生</td><td>@ 10,000円</td><td>7,693件</td><td>76,930,000円</td><td></td></tr><tr><td>特例給付</td><td>@ 5,000円</td><td>1,252件</td><td>6,260,000円</td><td></td></tr></table> 【児童手当】10月分から <table><tr><td>3歳未満</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(被用者)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 15,000円</td><td>1,698件</td><td>25,470,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 30,000円</td><td>353件</td><td>10,590,000円</td><td></td></tr><tr><td>(非被用者)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 15,000円</td><td>210件</td><td>3,150,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 30,000円</td><td>114件</td><td>3,420,000円</td><td></td></tr><tr><td>3歳以上小学校修了前</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(被用者)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 10,000円</td><td>7,310件</td><td>73,100,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 30,000円</td><td>1,381件</td><td>41,430,000円</td><td></td></tr><tr><td>(非被用者)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 10,000円</td><td>1,315件</td><td>13,150,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 30,000円</td><td>351件</td><td>10,530,000円</td><td></td></tr><tr><td>中学生</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 10,000円</td><td>3,653件</td><td>36,530,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 30,000円</td><td>470件</td><td>14,100,000円</td><td></td></tr><tr><td>高校生</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第1子・第2子</td><td>@ 10,000円</td><td>4,031件</td><td>40,310,000円</td><td></td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>@ 30,000円</td><td>272件</td><td>8,160,000円</td><td></td></tr></table>	3歳未満					(被用者)	@ 15,000円	4,036件	60,540,000円		(非被用者)	@ 15,000円	669件	10,035,000円		3歳以上小学校修了前					(被用者)					第1子・第2子	@ 10,000円	13,872件	138,720,000円		第3子以降	@ 15,000円	2,205件	33,075,000円		(非被用者)					第1子・第2子	@ 10,000円	2,507件	25,070,000円		第3子以降	@ 15,000円	603件	9,045,000円		中学生	@ 10,000円	7,693件	76,930,000円		特例給付	@ 5,000円	1,252件	6,260,000円		3歳未満					(被用者)					第1子・第2子	@ 15,000円	1,698件	25,470,000円		第3子以降	@ 30,000円	353件	10,590,000円		(非被用者)					第1子・第2子	@ 15,000円	210件	3,150,000円		第3子以降	@ 30,000円	114件	3,420,000円		3歳以上小学校修了前					(被用者)					第1子・第2子	@ 10,000円	7,310件	73,100,000円		第3子以降	@ 30,000円	1,381件	41,430,000円		(非被用者)					第1子・第2子	@ 10,000円	1,315件	13,150,000円		第3子以降	@ 30,000円	351件	10,530,000円		中学生					第1子・第2子	@ 10,000円	3,653件	36,530,000円		第3子以降	@ 30,000円	470件	14,100,000円		高校生					第1子・第2子	@ 10,000円	4,031件	40,310,000円		第3子以降	@ 30,000円	272件	8,160,000円		【成果】 令和6年10月からの制度改正については、新たに支給されることになる世帯や額が改定となる世帯には通知を送付して、制度の周知に努めた。その他の世帯については広報、ホームページで制度の周知を行った。経過措置期間中、未申請者に対し、申請案内を再送付し、新規申請者や額改定者について遺漏なく手続きを完了できた。児童手当を支給することにより、子育て世帯における生活の安定や児童の健やかな成長を支援することができた。 受給者数 改正後:3,048人 改正前:2,382人 児童数 改正後:5,375人(うち高校生1,088人) 改正前:4,068人 【課題】 広報やホームページ等により引き続き制度の周知徹底を図っていく。また、制度改正に伴い、手続きが増える受給者に対しては、混乱の生じないよう、丁寧に案内を行う必要がある。	639,615
3歳未満																																																																																																																																																																					
(被用者)	@ 15,000円	4,036件	60,540,000円																																																																																																																																																																		
(非被用者)	@ 15,000円	669件	10,035,000円																																																																																																																																																																		
3歳以上小学校修了前																																																																																																																																																																					
(被用者)																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 10,000円	13,872件	138,720,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 15,000円	2,205件	33,075,000円																																																																																																																																																																		
(非被用者)																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 10,000円	2,507件	25,070,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 15,000円	603件	9,045,000円																																																																																																																																																																		
中学生	@ 10,000円	7,693件	76,930,000円																																																																																																																																																																		
特例給付	@ 5,000円	1,252件	6,260,000円																																																																																																																																																																		
3歳未満																																																																																																																																																																					
(被用者)																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 15,000円	1,698件	25,470,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 30,000円	353件	10,590,000円																																																																																																																																																																		
(非被用者)																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 15,000円	210件	3,150,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 30,000円	114件	3,420,000円																																																																																																																																																																		
3歳以上小学校修了前																																																																																																																																																																					
(被用者)																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 10,000円	7,310件	73,100,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 30,000円	1,381件	41,430,000円																																																																																																																																																																		
(非被用者)																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 10,000円	1,315件	13,150,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 30,000円	351件	10,530,000円																																																																																																																																																																		
中学生																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 10,000円	3,653件	36,530,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 30,000円	470件	14,100,000円																																																																																																																																																																		
高校生																																																																																																																																																																					
第1子・第2子	@ 10,000円	4,031件	40,310,000円																																																																																																																																																																		
第3子以降	@ 30,000円	272件	8,160,000円																																																																																																																																																																		

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度 事業費
22	児童扶養手当	こどもえがお課	父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的とした制度。児童の父又は母や父又は母に代わってその児童を養育している人、あるいは父又は母が極めて重度の障害がある家庭の親に兵庫県から支給される。 町においては新規申請、転入、転居、転出等の届出受付や現況届発送・受付・所得審査等と県への進達、県から届いた通知、受給者証等の発送などの事務を行っている。 受給者数:250人	【成果】 児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長を支援することができた。 令和6年度 新規申請件数 28件(うち認定27件、却下1件) 【課題】 引き続き、離婚などにより制度の申請が可能になった方に対して適正に手当が受給できるように制度の周知・案内を徹底していく。	0
23	特別児童扶養手当	こどもえがお課	身体又は精神に重度・中度障害のある(軽度障害は除く)児童の福祉の増進を図ることを目的に、障害のある児童を家庭において監護している父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に兵庫県から支給される。 町においては新規申請、転入、転居、転出等の届出受付や所得状況届の発送・受付・所得審査等と県への進達、県から届いた通知、受給者証等の発送などの事務を行っている。 受給者数:143人	【成果】 特別児童扶養手当を支給することにより、障害のある児童とその保護者の生活の安定を助け、児童の健やかな成長を支援することができた。 令和6年度 新規申請件数 16件(うち11件認定、却下5件) 【課題】 引き続き、制度の対象となる方が適正に手当を受給できるように、関係各課と連携して制度周知を図っていく。	0
24	子育て支援施設運営事業 (子育て支援センターの運営)	こどもえがお課	子ども・子育て支援法に規定する地域子育て支援拠点施設。グループ活動・クラブ活動を実施し、子育て親子の交流の場を提供、各種イベントの開催、心理士による相談支援やペアレントトレーニング等を実施している。 1 基本事業:子育て親子の交流の場の提供、交流の促進など(ダンス、手芸、将棋、けん玉、工作、クラブ活動、講座等) 153回実施 2 地域支援:地域の実情に応じ、子育て支援活動を実施する団体等と連携して行う事業(自然観察会、草木染教室、陶芸教室など) 24回実施 3 配慮が必要な子育て家庭等への支援:障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等への相談・援助、講習の実施(心理士による相談支援、ペアレントトレーニング等の講座の実施) 34回実施	【成果】 乳幼児対象クラブの活動や、一般開放を通して、子育て中の親子の交流の場が提供できており、親同士、子ども同士等のつながりや子育てに関する情報共有の機会を増やすことができています。 【課題】 一年を通しての継続的な活動であるクラブ活動は、利用率が高いが、単発の活動である講座や教室は、内容によって利用率が低いものがあるため、内容を保護者に周知して、利用率向上を図っていきたい。	21,610

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費
25	児童福祉施設整備事業 (旧児童館解体工事)	こどもえがお課	令和3年4月に子育て支援センターに機能移転したことに伴い、令和2年度末で閉館した旧児童館について、建物の解体・撤去工事を行った。 1 契約金額:31,504,000円 2 施工業者:泰成建設(株) 3 工期: 令和6年7月30日～令和7年2月28日 4 敷地面積:417.28㎡ 5 工事内容:建物解体、電気設備・機械設備撤去(埋設管含む)、敷地整備	【成果】 解体・撤去を行ったことにより建物の老朽化・風化による地域の景観の悪化予防や安全性の確保ができた。 【課題】 機能を移転した子育て支援センター「ひまはび」において、旧児童館や旧子育て学習センターで実施していた親子交流事業等に加え、太子町こども家庭センターと連携し、子育て支援・相談支援といった包括的な支援の機能強化を図っていく。	31,504
26	地域療育等支援事業 (個別療育事業)	こどもえがお課	幼児から小学校卒業まで(心理相談については中学校卒業まで)の子どもとその保護者を対象とし、心身に障害及びその疑い(心身の発達・発育上何らかの心配)のある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、必要な相談や助言を行う。太子町地域療育等支援事業実施要綱に基づき、町直営と委託(社会福祉法人幸)にて実施。 【利用延人数】 るぼろ(委託) 634人 作業療法 74人 心理療法 433人 音楽療法 294人 言語療法 131人 療育相談(医師) 25人	【成果】 利用延人数は、令和5年度から増加しており、子どもの心身の発達について相談できる場として定着してきている。令和6年度より、心理相談を受ける中で必要と認められる場合は発達検査を実施できるよう中学生にも拡充したため、更に相談・助言を受けやすくなった。 【課題】 療育を受ける機会が訪問看護等の医療分野でも拡充してきており、住み分けについて検討していく必要がある。	9,126
27	地域療育等支援事業 (巡回支援専門員整備事業)	こどもえがお課	発達障害等に関する知識を有する専門員が、小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、学童保育園や子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。日頃子どもが過ごす学校等現場での集団生活の様子から個々の課題を見つけ、適切な支援につなげていく。 R6実績:保育所・認定こども園19回、幼稚園7回、小・中学校10回、学童保育園3回、なかよし教室(ハイリスク児及び家庭支援事業)11回 R5実績:保育所・認定こども園14回、幼稚園4回、小学校1回、なかよし教室(ハイリスク児及び家庭支援事業)9回	【成果】 小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園やなかよし教室に加え、令和6年度より学童保育園にも拡充して実施した。子どもや保護者に対する支援方法等を助言し職員と共に検討することで、職員や保護者が早期に適切な支援をすることにつながっている。 【課題】 どの所属でも同じ課題を抱えていることがあるため、職員の研修に盛り込むなどができれば効果的である。	870

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度 事業費
28	広域療育等支援事業	こどもえがお課	西播磨4市3町(西播磨障害児療育推進協議会:相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町)が共同して、医師、心理士、理学療法士等による専門的な療育(評価・指導・相談及び訓練の実施)を行うことにより、西播磨地域の障害児に対する療育体制の充実と強化を図ることを目的とする。平成18年度より児童発達支援センター「たんぼぼ」に委託し実施。委託料17,540,000円を按分して負担。 実績額:1,278,000円 たんぼぼ利用実績 R6年度102人(R5年度140人) 児童発達支援 0人(14人) 放課後等デイサービス 99人(117人) 保育所等訪問支援 0人(0人) 療育相談 3人(9人)	【成果】療育相談において、心理士による面接と発達状況に合わせた検査を実施し、その中でニーズに応じて医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による評価及び助言を受けることができた。 【課題】相談を希望する家庭が増加し、3～6か月の待機期間が生じている状況である。	1,278
29	放課後児童健全育成事業 (町立学童保育園の運営)	こどもえがお課	保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、太子町放課後児童健全育成事業実施条例及び施行規則に基づき実施。 学童名 支援数 入園児童数 龍田学童 1支援 延 179人 斑鳩学童 3支援 延1,073人 太田学童 5支援 延1,760人 石海学童 3支援 延1,546人 合計 12支援 延4,558人	【成果】要件を満たす入園希望者は全員入園できている。また、保育中の大きなケガなどもなく、適切な生活の場が提供できており、健全育成の推進ができた。 【課題】児童数は全体的に減少傾向にあるものの、共働き等による入園希望者が増加しており、待機児童を出さないよう新たな支援を急遽設置する状況があった。	123,905
30	放課後児童健全育成事業 (民間学童保育園への補助)	こどもえがお課	太子町放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱に基づき、太子町に事業に係る届出をしている町内民間学童保育園2園に対し、太子町放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営費を補助。児童の健全な育成を図る。 学童名 支援数 入園児童数 補助額 フリースクール1番 1支援 延481人 9,953,000円 トイボックスキッズ 1支援 延439人 10,694,000円	【成果】緊急的な受入や支援を要する児童の受入などの柔軟な対応により、待機児童対策への効果があった。また、各事業所において特色を活かした保育・行事の実施により保護者ニーズへの効果があった。 【課題】学級閉鎖や災害等による運営への影響や、児童虐待案件などについて、公立学童や公立小学校との連携体制を強化する必要がある。	20,647

令和7年度（令和6年度事業対象） 教育事務事業の点検・評価

2 児童福祉・幼児教育の充実 [こどもえがお課所管]

(千円)

No.	事業名	担当課等	事業内容・実施状況	点検・評価	6年度事業費
31	幼稚園保育補助事業	こどもえがお課	障害や発達に課題のある幼児が、地域の幼稚園で他の子どもたちと一緒に安心・安全に過ごせるようにするため、保育補助員を配置して保育の支援体制を強化する。また、教員の負担軽減と全体の保育の質の向上を図る。 [対象となる幼児] ・身体的・知的・精神的障害のある幼児 ・発達障害やその疑いのある幼児（自閉症スペクトラム、ADHDなど） ・その他、特別な配慮が必要と認められる幼児 [配置状況] 斑鳩幼7人、太田幼9人、石海幼9人 計25人を配置	【成果】 地元の幼稚園での保育を希望し、特別な支援を要する園児に対して、受け入れを拒むことなく、個に応じた適切な保育が行われている。 保育補助員の配置により、特別な支援を要する子どもの園生活への適応が向上し、落ち着いて活動に参加できる時間が増え、情緒の安定や対人関係の発達が見られている。また、関係機関（医療・福祉・療育機関）との連携が進み、園全体での包括的な支援体制が構築されつつある。 【課題】 保育補助員の人材確保が困難。特に専門性をもつ人材の確保が難しい。また、配置後の研修機会が少なく、支援の質にバラつきが生じている。スキルアップのための体系的な研修体制が必要である。	47,622
32	幼稚園整備事業	こどもえがお課	斑鳩幼稚園では令和5年度に南棟東園舎の解体により、雨天時にテラス部分への吹き降りが頻発し、テラス床面が水浸しとなり、子どもたちの通行に困難をきたしたり、足元が滑りやすく転倒やケガの危険性が生じたりしていた。これらの課題を解決するため職員室東側テラス上部に壁および一部屋根を建設し、子どもの安全確保と快適な保育環境の整備を目的として、本整備事業を実施。 1 契約金額 1,265,000円 2 施工業者 (株)匠工務店 3 工期 令和6年7月19日～令和6年9月4日 4 工事内容 斑鳩幼稚園南園舎渡り廊下・壁及び屋根設置	【成果】 吹き降りによる床面の水たまりや滑りが軽減され、雨天時も安全に通行・移動ができるようになった。また、水浸しによるぬれた靴や衣服、汚れの持ち込みが減少し、衛生環境が改善された。 【課題】 壁の設置による風通しの低下や日射の調整が課題となる可能性があり、壁については上部1/3部分、屋根については1/2部分のみの建設となったため、雨の降り方（雨量・向き）によっては、対応が必要になっている。今後も、状況に合わせて子どもの安全確保と保育環境の整備を行っていく。 また、全園の施設においては、老朽化による壁・天井・床の劣化、配管の破損など毎年補修箇所が増え、修繕や維持管理費が増えている。	1,265